

旧水窪地域自治区地域振興担当設置要綱

(目的)

第1条 この要綱は、旧水窪地域自治区内の各地域が均衡の保たれた形で発展し、豊かで住よいまちづくりを目標とし、職員が各地域の振興担当としてそれぞれの地域を分担し、担当地域の地域づくりの活動に参加することで地域振興方策について住民と共に考え、協働によるまちづくりを推進することによって、地域振興の底上げと職員の資質の一層の向上を図ることを目的とする。

(組織)

第2条 地域振興担当の組織及び編成は、別に定める。

(職務及び留意事項)

第3条 地域振興担当は、次に掲げる職務を行う。

(1) 担当地区住民と意見交換をし、地域からの建議及び要望をとりまとめること。

(2) 地域振興について、市と自治会の連絡調整を図ること。

2 地域振興担当は、次に掲げる事項に留意して地域振興に努めるものとする。

(1) 主要産業

農林業、商工業

(2) 生活環境

防災対策、過疎化、高齢化、コミュニティ活動、福祉、情報化

(3) 地域づくり

若者定住、地域経済活性化、住民及び行政の役割と責任分担

3 地域別振興計画を自主的に策定し、地域自らがこれを推進し、担当もこれと一体となって推進する。

第4条 調整会議

地域振興担当は、報告及び情報交換をするため次の会議を開くものとする。

(1) 全体会議

会議は年2回開催する。

(2) 調整会議

必要に応じて随時開催する。

第5条 委任

この要綱の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年7月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。